

令和8年度 指名停止措置

業者名	所在地	指名停止等の区分	指名停止期間	措置要件	指名停止等の理由
(株)中造園	奈良県葛城市西辻352-1	指名停止1月	令和8年6月8日から令和8年7月7日まで	栗東市建設工事等指名停止基準第2条の第1項別表第2の(13)	<p>1. 指名停止理由  株式会社中造園の経營業務管理責任者である者及び、営業所技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事し、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反するとして、奈良県は令和8年5月8日付けで同社に対し同法第28条第1項により指示処分を行った。</p> <p>上記のにより、栗東市建設工事等指名停止基準第2条第1項中の別表第2第13号の規定に基づき、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、入札参加停止とする。</p>